○航空自衛官服装細則

〔昭和３８年５月６日　航空自衛隊達第３０号
航空幕僚長　　空将　松田　武〕

改正　昭和３８年　７月１１日　航空自衛隊達第４１号
昭和３９年　２月１７日　航空自衛隊達第　７号
昭和４０年　２月２６日　航空自衛隊達第　２号
昭和４０年　９月　２日　航空自衛隊達第２０号
昭和４４年　５月１０日　航空自衛隊達第１８号
昭和４４年　７月１８日　航空自衛隊達第３０号
昭和４５年　６月２３日　航空自衛隊達第１７号
昭和４５年１０月３０日　航空自衛隊達第２５号
昭和４７年　６月　６日　航空自衛隊達第２３号
昭和４７年１０月　５日　航空自衛隊達第３２号
昭和４９年　３月２２日　航空自衛隊達第　３号
昭和５２年　６月１３日　航空自衛隊達第１１号
昭和５３年　２月２７日　航空自衛隊達第　３号
昭和５３年１０月　３日　航空自衛隊達第２７号
昭和５４年　２月　５日　航空自衛隊達第　３号
昭和５４年　３月　６日　航空自衛隊達第　７号
昭和５５年　６月１０日　航空自衛隊達第　７号
昭和５７年　４月３０日　航空自衛隊達第１５号
昭和５９年　３月２９日　航空自衛隊達第１１号
昭和６０年　３月２８日　航空自衛隊達第１３号
昭和６１年　１月２０日　航空自衛隊達第　１号
昭和６３年　８月１５日　航空自衛隊達第２５号
平成　２年　３月２９日　航空自衛隊達第１９号
平成　４年　８月１０日　航空自衛隊達第４２号
平成　６年１２月２１日　航空自衛隊達第４４号
平成１４年１１月２９日　航空自衛隊達第３３号
平成１５年　１月３１日　航空自衛隊達第　１号
平成１５年　４月　１日　航空自衛隊達第２２号
平成１８年　８月　１日　航空自衛隊達第３８号
平成１９年　８月２８日　航空自衛隊達第３１号
平成２０年　３月１９日　航空自衛隊達第　６号
平成２０年　３月２８日　航空自衛隊達第１１号
平成２１年　３月３１日　航空自衛隊達第１１号
平成２１年　８月２６日　航空自衛隊達第３５号
平成２３年　３月３１日　航空自衛隊達第１２号
平成２４年　３月２７日　航空自衛隊達第２３号
平成２４年１１月１４日　航空自衛隊達第５６号
平成２５年　７月１８日　航空自衛隊達第４４号
平成２６年　４月　３日　航空自衛隊達第３８号
平成２８年　４月　１日　航空自衛隊達第３５号
平成２８年　６月２７日　航空自衛隊達第４０号
令和　２年　７月１３日　航空自衛隊達第４４号
令和　２年１１月１６日　航空自衛隊達第５７号
令和　３年　６月２６日　航空自衛隊達第５４号
令和　３年　９月　８日　航空自衛隊達第６７号

自衛官服装規則（昭和32年防衛庁訓令第４号）に基づき、航空自衛官服装細則を次のように定める。

航空自衛官服装細則

（目的）

第１条　この達は、航空自衛官（以下「自衛官」という。）の制服等の着用について、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　部隊等　編制部隊並びに独立して所在する編制単位群部隊及び編制単位部隊並びに機関及び地方機関並びに航空幕僚監部をいう。

⑵　基地司令等　基地司令及び分屯基地司令をいう。

⑶　基地等　基地及び分屯基地をいう。

（特殊服装の区分）

第３条　自衛官服装規則（昭和３２年防衛庁訓令第４号）第１４条に定める特殊服装の区分は、次のとおりとする。

⑴　航空服装

⑵　救難服装
⑶　整備服装
⑷　戦闘服装
⑸　消防服装
⑹　体育服装
⑺　衛生服装
⑻　患者服装
⑼　炊事服装
⑽　防寒服装
⑾　防暑服装
⑿　特殊作業時の服装
⒀　特殊勤務服装

（階級章の略章の着用区分等）

第３条の２　自衛官の階級章の略章に関する訓令（昭和３７年防衛庁訓令第５１号。以下「略章訓令」という。）第３条第１項の規定により階級章の略章を着用する特殊服装の着用品は、夏航空服、冬航空服、夏救難降下服上衣、冬救難降下服上衣、整備服、戦闘服上衣、防暑作業服上衣、防寒外とう、航空上衣、救難降下服外衣、戦闘服外衣及び白色外衣とする。

２　略章訓令第３条第２項の規定により階級章の略章を着用することができる作業服装の着用品は、作業服上衣（女性作業服上衣を含む。以下同じ。）及び作業外被とする。ただし、儀式、広報行事、その他部隊等の長又は基地司令等が必要と認める場合は、甲階級章を着用するものとする。

３　前２項の着用要領は、別紙第１のとおりとする。この場合において、作業服上衣に階級章の略章を着用するときの幹部候補者き章及び空曹候補者き章の着用要領は、自衛官服装規則第１７条の規定を準用する。

４　略章訓令別表陸上自衛官及び航空自衛官の略章の表制式の部航空自衛官の項ただし書に規定する航空幕僚長の定める者は、次の各号に掲げる者とし、当該各号に定める場合に着用するものとする。

⑴　特別航空輸送隊に所属し、航空機の整備業務を職務とする自衛官　特別輸送機による国賓等の輸送（関連する訓練等を含む。）の際に当該機に搭乗し、目的地及び寄港地で整備業務を行う場合

⑵　第４航空団に所属し、航空機に搭乗又は航空機の整備業務を職務とする自衛官　第４航空団飛行群第１１飛行隊が行う展示飛行（関連する訓練等を含む。）の際に航空機に搭乗又は当該展示飛行における航空機の整備業務を行う場合

５　前項の規定に基づき着用する略章は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるところによるものとする。

⑴　幹部、准空尉及び空士　紺色の布製台地に、紺糸で縁どりし、白糸の織出し又

は刺しゅうにより階級章を模したもの

⑵　空曹　白色の布製台地に、紺糸で縁どりし、黒糸の織出し又は刺しゅうにより階級章を模したもの

（航空服装）

第４条　航空服装とは、航空機に搭乗することを職務とする自衛官が、航空機に搭乗する場合に着用する服装をいう。

２　航空服装は、通常次の各号に掲げるものを着用するものとする。

⑴　航空帽（帽章及び階級章の着用要領は、自衛官服装規則の略帽の規定を準用する。）

⑵　夏航空服又は冬航空服

⑶　航空靴

⑷　航空手袋

３　航空機に搭乗することを職務とする自衛官以外の自衛官が航空機に搭乗する場合には、当該航空機を保有する部隊等の長の定めるところにより、前項各号に掲げるもののうち、必要なものを着用することができる。

（救難服装）

第５条　救難服装とは、救難降下業務を職務とする自衛官が、救難作業等を行う場合に着用する服装をいう。

２　救難服装は、通常次に掲げるものを必要に応じて着用するものとする。

⑴　夏救難帽又は冬救難帽

⑵　夏救難降下服上衣又は冬救難降下服上衣

⑶　夏救難降下服ズボン又は冬救難降下服ズボン

⑷　救難降下服外衣

⑸　救難靴

⑹　救難手袋

（整備服装）

第６条　整備服装とは、航空機等の整備業務を職務とする自衛官が、整備作業等を行う場合に着用する服装をいう。

２　整備服装は、通常次の各号に掲げるものを着用するものとする。

⑴　作業帽

⑵　整備服又は作業服上衣及び作業服ズボン（女性自衛官にあっては、女性作業服上衣及び女性作業服ズボンをいう。）

⑶　編上靴（第１種編上靴及び第２種編上靴をいう。以下同じ。）又は整備靴

３　前項の規定にかかわらず、航空幕僚長が別に定める者にあっては、作業帽に代えて整備帽を着用することができる。

４　部隊等の長は、酷暑時の屋外での整備作業等において防暑の必要があると認める場合には、作業帽に代えて防暑帽を着用させることができる。

第２２条に次の１号を加える。

（戦闘服装）

第６条の２　戦闘服装とは、自衛官が、職務上必要とする場合に着用する服装をいう。

２　戦闘服装は、通常次に掲げるものを必要に応じて着用するものとする。

⑴　戦闘帽

⑵　戦闘服上衣

⑶　戦闘服ズボン

⑷　戦闘服外衣又は白色外衣

⑸　半長靴、編上靴又は防寒靴

⑹　戦闘手袋又は白色手袋

⑺　白色面覆い及び白色足首巻き

⑻　戦闘鉄帽覆い

３　部隊等の長は、必要と認める場合には、前項第４号に規定する白色外衣を作業服装の上から着用させ、併せて同項第６号に規定する白色手袋、同項第７号に規定する白色面覆い及び白色足首巻きを着用させることができる。

（消防服装）

第７条　消防服装とは、消防業務を職務とする自衛官が、消防作業等を行う場合に着用する服装をいう。

２　消防服装は、通常次の各号に掲げるものを着用するものとする。

⑴　消防頭きん

⑵　消防服上衣

⑶　消防服ズボン

⑷　消防長靴

⑸　消防手袋

（体育服装）

第８条　体育服装とは、自衛官が、体育訓練を行う場合に着用することのできる服装をいう。

２　体育服装は、通常次の各号に掲げるものを着用するものとする。

⑴　運動帽

⑵　運動衣

⑶　運動ズボン又は運動パンツ

⑷　運動靴

３　部隊等の長は、体育の種目により、前項によることが適当でないと認めた場合には、当該体育の種目に適したものを着用させることができる。

（衛生服装）

第９条　衛生服装とは、衛生業務を職務とする自衛官が、診療その他衛生業務を行う場合に着用する服装をいう。

２　衛生服装は、通常次の各号に掲げるものを着用するものとする。

⑴　幹部自衛官及び准空尉は看護衣、空曹及び空士は看護衣、必要に応じ診察衣（幹部自衛官及び准空尉）又は手術衣

⑵　短靴（女性自衛官にあっては、女性第１種短靴又は女性第２種短靴をいう。以下「女性短靴」という。）又は上靴

（患者服装）

第１０条　患者服装とは、自衛官が、自衛隊の病院に入院した場合に着用する服装をいう。

２　患者服装は、通常次の各号に掲げるものを着用するものとする。

⑴　患者衣

⑵　短靴（女性自衛官にあっては、女性短靴をいう。）又は上靴

３　医務室に入室する自衛官又は部外の病院に入院する営舎内居住の自衛官は、衛生に係る基地業務担当部隊等の長の定めるところにより、患者服装を着用することができる。

（炊事服装）

第１１条　炊事服装とは、自衛官が、炊事業務に従事する場合に着用する服装をいう。

２　炊事服装は、通常次に掲げるものを着用するものとする。

⑴　炊事帽

⑵　炊事服上衣

⑶　炊事服ズボン

⑷　炊事前掛け

⑸　炊事長靴又は炊事靴

⑹　炊事手袋

３　前項の場合において、勤務上支障があるときは、炊事服装に代え、作業服装を着用することができる。

（防寒服装）

第１２条　防寒服装とは、自衛官が、防寒の必要がある場合に着用する服装をいう。

２　防寒服装は、制服を着用した上に、通常次の各号に掲げるものを着用するものとする。

⑴　防寒帽

⑵　防寒覆面又は防寒耳覆い

⑶　防寒外とう

⑷　防寒ズボン

⑸　防寒靴

⑹　防寒手袋

３　部隊等の長は、寒冷の程度、勤務及び作業の内容等により、前項の防寒服装に代えて作業外被ズボンを作業服装及び乙武装の上から着用させること、作業外被及び

作業外被ズボンを常装、航空服装、整備服装及び体育服装の上から着用させること並びに航空上衣を常装及び体育服装の上から着用させることができる。

４　前項の場合において、作業外被ズボンを着用するときは、作業外被を着用するものとし、作業外被のみを着用するときで常装冬服又は第１種夏服のときは、当該上衣に代えて着用するものとする。

５　第３項の場合において、航空上衣又は作業外被を着用するときで常装冬服又は第１種夏服のときは、当該上衣に代えて着用するものとする。

（防暑服装）

第１３条　防暑服装とは、自衛官が、防暑の必要がある場合に着用する服装をいう。

２　防暑服装は、通常次の各号に掲げるものを着用するものとする。

⑴　作業帽又は防暑帽

⑵　防暑作業服上衣

⑶　防暑作業ズボン

⑷　短靴（女性自衛官にあっては、女性短靴をいう。）又は編上靴

（特殊作業時の服装）

第１４条　自衛官は、航空機の誘導作業及び洗浄作業、写真現像作業その他の特殊作業に従事する場合には、必要に応じて部隊等の長の定めるところにより、誘導帽、誘導衣、実験衣、作業用雨衣、防水作業ズボン、巻き脚はん、地下たび、安全靴等を着用することができる。

２　前項のほか、部隊等の長は、特に必要と認める場合には、その定めるところにより、当該部隊等が所在する基地等内において、野球帽型の識別帽を着用させることができる。

（特殊勤務服装）

第１４条の２　特殊勤務服装とは、自衛官が警務、情報、募集及び援護に関する業務に従事する場合において部隊等の長が必要と認めるときに着用する服装をいう。

２　特殊勤務服装は、通常次に掲げるものを着用するものとする。

⑴　背広服上衣

⑵　背広服ズボン又はスカート

⑶　防寒コート

（建物の内部における脱帽）

第１５条　自衛官は、建物の内部（格納庫及び作業場等を除く。）（以下「屋内」という。）にある場合には、通常脱帽するものとする。

２　前項のほか、自衛官は、基地司令等が特に必要と認める場所において脱帽することができる。

（襟巻等の使用）

第１６条　自衛官は、外とうを着用する場合には、外とう（女性外とうを含む。以下同じ。）の下に濃紺色又は黒色の無地の襟巻を着用することができる。

２　前項のほか、自衛官は、部隊等の長が勤務上必要と認めた場合には、その定めるところにより、襟巻を着用することができる。
３　自衛官は、必要に応じて透明な帽子覆い並びに透明又は紺色若しくは黒色のズボン覆い並びに黒色の雨靴又はゴム長靴を着用することができる。
４　自衛官は、防寒又は教育、訓練、作業等のため必要がある場合には、白色、黒色又は茶色等華美にわたらない手袋を着用することができる。
５　男子である自衛官は紺色又は黒色の靴下を、女子である自衛官は膚色又は紺色若しくは黒色の靴下を着用するものとする。
第１６条の２　沖縄（沖永良部島及び奄美大島を含む。第23条において同じ。）に所在する基地等の基地司令等は、警衛勤務上必要と認める場合には、その定めるところにより、白色の帽子覆いを着用させることができる。
（運動靴等の使用）
第１７条　自衛官は、勤務時間外に基地等内において体育服装以外の服装の場合にあっても運動靴を使用することができる。
２　自衛官は、勤務時間外に屋内において上靴を使用することができる。
３　自衛官は、勤務時間外に基地等内において、基地司令等の定める営内用靴を使用することができる。
４　前３項のほか、自衛官は、傷病等特異な場合においては、基地司令等の定めるところにより運動靴、上靴又は営内用靴を使用することができる。
（航空幕僚長の定める識別章等の着用）
第１８条　准曹士先任に指定された者は、准曹士先任識別章を通常、基地等内において着用するものとし、その制式及び着用要領は、別紙第２のとおりとする。
２　航空自衛隊に勤務する自衛官は、基地等内において常装及び作業服装をする場合には、通常、氏名札を着用するものとし、その制式及び着用要領は、別に定めるところによる。
（部隊等の長の定める識別章等の着用）
第１８条の２　部隊等の長は、前条に規定する准曹士先任識別章及び氏名札以外の識別章等を必要に応じて定め、通常、基地等内において特殊服装に限りこれを着用させることができる。
（通勤時における作業服装等の着用）
第１９条　自衛官は、基地司令等の定めるところにより、通勤時等に作業服装、航空服装、救難服装、整備服装、戦闘服装、防寒服装、防暑服装又は特殊勤務服装をすることができる。
（ヘルメットの着用）
第２０条　自衛官が自動２輪車又は原動機付き自転車を運転する場合には、道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定によるほか、基地司令等の定めるところにより、ヘルメットを着用するものとする。

２　自衛官が自転車を通勤等に使用する場合には、安全を確保するために必要なヘルメット等を着用することができる。
３　前２項に定めるヘルメット等の形状及び色彩等は、自衛官にふさわしいものとし、当該基地司令等が定めるものとする。
（腕章の着用要領）
第２１条　自衛官は、腕章を着用する場合には、制服の右そでの上部に着用するものとし、２以上の腕章を併用しないものとする。ただし、やむをえず２以上の腕章の着用を必要とする場合には、部隊等の長又は基地司令等の定めるところによる。
２　前項の着用要領は、別紙第３のとおりとする。
（国籍記章等の着用要領）
第２１条の２　自衛官は、次の各号に掲げる場合には、必要に応じて国籍記章を着用することができる。
⑴　出張若しくは留学又は教育訓練により国外で勤務する場合
⑵　国際緊急援助活動その他の活動により国外に派遣される場合（国際平和協力隊（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成４年法律第79号）に規定する国際平和協力隊をいう。以下同じ。）に派遣される場合を除く。）
⑶　その他部隊等の長が特に必要と認める場合
２　国籍記章の制式及び着用要領は、別紙第４のとおりとする。
３　自衛官は、国際平和協力隊に派遣される場合には、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成４年政令第268号。次項において「施行令」という。）第５条第１項の規定に基づく記章（以下「平和協力隊員記章」という。）を、着用しなければならない。
４　自衛官は、前項の記章の着用のほか、国際平和協力隊に派遣されるに当たって、施行令第６条の規定に基づき、国際連合から提供される記章（以下「国連記章」という。）等を、着用するものとする。
５　平和協力隊員記章及び国連記章は、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第16条及び第19条の規定に基づく服装及び特殊服装に着用するものとし、着用要領は、別紙第５のとおりとする。
（統合幕僚長章及び統合幕僚監部職員章の着用区分等）
第２１条の３　自衛官服装規則第１７条の規定により統合幕僚長章及び統合幕僚監部職員章を着用することのできる特殊服装の着用品は、夏航空服、冬航空服、戦闘服上衣、航空上衣、作業外被及び戦闘服外衣とする。
２　前項により着用する統合幕僚長章及び統合幕僚監部職員章は、これらを着用する着用品の左胸ポケット中央に着用するものとする。この場合において、当該着用品に左胸ポケットがないときは、これに相当する位置に着用するものとする。
（き章の着用区分）
第２１条の４　自衛官服装規則第１７条の規定によりき章を着用することのできる特

殊服装の着用品は、夏航空服、冬航空服、夏救難降下服上衣、冬救難降下服上衣、整備服、戦闘服上衣、防暑作業服上衣、航空上衣、救難降下服外衣及び戦闘服外衣とする。

（制服等の一部の着用の省略又は変更）

第２２条　自衛官は、次に定めるとおり、所定の制服等の一部の着用を省略し又は変更することができる。

⑴　警衛勤務に服する場合で、基地司令等が必要と認めるときに乙武装又は戦闘服装をすること並びに白色の鉄帽用中帽及び白色の拳銃帯を着用すること。

⑵　儀じょうの場合に、白色のあごひも、儀じょう用飾緒及び白色の拳銃帯を着用すること。

⑶　警務職務に従事する場合で、航空警務隊司令が必要と認めるときに、白色の鉄帽用中帽、白色の拳銃帯及び航空靴を着用すること。

⑷　儀礼上特に支障がない場合に、部隊等の長の定めるところにより上衣を脱すること。ただし、通常演奏服装上衣を脱して演奏する場合においては、ワイシャツ（女性ワイシャツを含む。）に自衛隊法施行規則（昭和２９年総理府令第４０号）別表第４（二）の表に規定された飾緒、階級章及び中央に赤色台地の金色金属製のたて琴を施した銀色金属製の翼を着用するものとする。

⑸　夏期において、第１種（第２種）ワイシャツに代えて白色半袖ワイシャツを、女性第１種（第２種）ワイシャツに代えて白色のブラウスを着用すること（ただし、儀式及びこれに準ずる場合を除く）。半袖ワイシャツ及びブラウスの形状は別紙第６のとおり。

⑹　礼装をする場合で、部隊等の長が特に認めたときに白色の手袋を省略すること。

⑺　儀礼上必要がある場合に、航空支援集団司令官の定めるところにより輸送機搭乗員が航空服装に代えて常装をすること。

⑻　冬服又は第１種夏服で常装をする場合、第２種ワイシャツ（女性第２種ワイシャツを含む。以下この号において同じ。）に乙階級章を着用すること、及び第２種ワイシャツに代えて、第２種夏服上衣（女性第２種夏服上衣を含む。以下同じ。）又は第３種夏服上衣（女性第３種夏服上衣を含む。以下同じ。）を着用すること。ただし、屋内において、上衣を脱する場合は、第２種夏服上衣、第３種夏服上衣又は第２種ワイシャツに乙階級章を着用するものとする。

⑼　冬服で常装する場合、冬服上衣（女性冬服上衣を含む。以下同じ。）及び第１種（第２種）ワイシャツ（女性第１種（第２種）ワイシャツを含む。）に代えて、第２種夏服上衣を着用すること。この場合、乙階級章及び部隊章を着用するものとする。

⑽　第３種夏服で常装をする場合において、儀礼上その他必要と認めるときにネクタイ（女性自衛官にあっては、女性ネクタイをいう。）を着用すること。

⑾　女性自衛官が、常装、第１種（通常）礼装、作業服装、乙武装、衛生服装、患

者服装又は防暑服装をする場合、編上靴及び女性短靴に代えて、短靴（女性冬（夏）服スカート及び看護衣（ワンピース型）を着用する場合を除く。）又は別紙第７に示すスリッポン型の靴（第１種（通常）礼装及び乙武装をする場合を除く。）を着用すること。

⑿　酷暑時に屋外において作業服装をする場合で、部隊等の長が必要と認めるときに作業帽に代えて防暑帽を着用すること。

（通常儀じょうを行う場合の服装の特例）

第２２条の２　自衛隊の礼式に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第14号）第83条第２項ただし書に規定する別に定める服装は、次のとおりである。

区　　分	服　　装
酷暑時に通常儀じょうを行う場合	⑴　第３種夏服上衣、夏服ズボン（女性夏服ズボンを含む。）、編上靴、階級章、バンド及び正帽 ⑵　拳銃帯又は弾薬帯。必要に応じ鉄帽又は鉄帽用中帽（この場合、正帽を着用しない。）
寒冷時に通常儀じょうを行う場合	第３条第10号の防寒服装
国際平和協力業務の実施時に通常儀じょうを行う場合（上記の場合に係る服装をすることが業務遂行に著しい支障を及ぼすと認められる場合に限る。）	⑴　当該業務実施時の服装 ⑵　拳銃帯又は弾薬帯。必要に応じ鉄帽又は鉄帽用中帽（この場合、作業帽を着用しない。）

２　部隊等の長及び基地司令等は、前項に規定する服装により通常儀じょうを行う場合で、受礼者が自衛官以外の者であるときは、あらかじめ航空幕僚長の承認を得るものとする。

（妊婦服）

第２２条の３　女性自衛官は、妊娠したことにより制服を着用することができなくなった場合は、部隊等の長の承認を得て妊婦服を着用するものとする。

２　妊婦服は、次の各号に掲げる制服等と適宜組み合わせて着用することができる。

⑴　女性正帽、略帽、女性第１種（第２種）ワイシャツ、第３種夏服上衣、女性ネクタイ、女性外とう、女性雨衣、女性第１種（第２種）短靴

⑵　白色の女性ブラウス又は薄青白色の女性ブラウス

⑶　黒色、紺青色又は白色系統のセーター

⑷　黒色系統のローヒール又は別紙第７に示すスリッポン型の靴

３　妊婦服を着用する女性自衛官は、夏期において、部隊等の長の許可を得て、前項第１号の女性ネクタイを着用しないことができる。

４　妊婦服に着用する階級章は、乙階級章とする。
５　妊婦服の制式及び形状については、別紙第８のとおりとする。
（制服等の着用時期等）
第２３条　基地司令等は、気候、勤務場所その他の状況により必要がある場合には、夏期及び冬期の前後１月の範囲において、夏用及び冬用の制服等の着用期間について別段の定めをすることができる。
２　基地司令等は、前項の規定により別段の定めをした場合、更に１月を限度として、冬服と夏服のいずれでも着用できる期間を設けることができる。
３　沖縄に所在する基地等及び硫黄島分屯基地においては、前２項の規定にかかわらず、当該基地司令等の定めるところによる。
４　自衛官は、出張、入校等の場合で、出張先、入校先等の制服等の着用時期が、自己の勤務地と異なるとき、又は野外訓練及び出張の期間が制服等の夏用と冬用との着用期間にまたがる場合には、夏用を着用する時期に冬用を、冬用を着用する時期に夏用を、それぞれ着用することができる。
（自衛官以外の隊員の作業服装等の着用）
第２４条　部隊等の長は、自衛官以外の隊員に勤務上の必要から作業服装又は特殊服装をさせる場合には、自衛官に準じてこれを着用させることができる。
（幕僚長の定める特殊服装の制式の細部）
第２５条　仕様書（航空自衛隊調達規則（昭和３６年航空自衛隊達第１３号第１章第１節第４項）に規定する仕様書をいう。）による。
（承認規定）
第２６条　部隊等の長は、この達に定められていない制服等の着用要領を定めようとする場合には、航空幕僚長の承認を得るものとする。
（委任規定）
第２７条　基地司令等及び部隊等の長は、この達の実施に関し必要な事項を定めるものとする。ただし、編制部隊及び機関以外の部隊等の長は、あらかじめ上級の部隊等の長の承認を得るものとする。
（航空自衛隊以外に勤務する自衛官の取扱）
第２８条　航空自衛隊以外に勤務する自衛官の服装については、この達中「基地司令等」又は「部隊等の長」とあるのは、「勤務先の長」と読み替えて適用し、その細部については、当該勤務先の長の定めるところによることができる。
（航空幕僚監部に勤務する自衛官の取扱）
第２９条　航空幕僚監部に勤務する自衛官の服装については、第15条第２項、第17条第３項、第19条、第20条第１項並びに第23条第１項及び第２項中、「基地司令等」とあるものは、「航空幕僚長」と読み替えて適用するものとする。
附　則
１　この達は、昭和38年５月６日から施行する。ただし、階級章の略章の着用に関す

る規定は、階級章の略章が部隊等に到着した日以後適用するものとする。
２　航空自衛官服装細則（昭和32年航空自衛隊達第９号）は、廃止する。

附　則（昭和38年７月11日航空自衛隊達第41号）

この達は、昭和38年７月11日から施行する。

附　則（昭和39年２月17日航空自衛隊達第７号）

この達は、昭和39年２月17日から施行する。

附　則（昭和40年２月26日航空自衛隊達第２号）

この達は、昭和40年２月26日から施行する。

附　則（昭和40年９月２日航空自衛隊達第20号）

この達は、昭和40年９月２日から施行する。

附　則（昭和44年５月10日航空自衛隊達第18号）

この達は、昭和44年５月10日から施行する。ただし、階級章の略章の着用は、この達による改正にかかわらず、階級章の略章が部隊等に補給されるまでの間は、なお従前の例による。

附　則（昭和44年７月18日航空自衛隊達第30号）

この達は、昭和44年８月１日から施行する。

附　則（昭和45年６月23日航空自衛隊達第17号）

この達は、昭和45年７月１日から施行する。

附　則（昭和45年10月30日航空自衛隊達第25号）

この達は、昭和45年11月１日から施行する。

附　則（昭和47年６月６日航空自衛隊達第23号）

この達は、昭和47年７月１日から施行する。

附　則（昭和47年10月５日航空自衛隊達第32号）

この達は、昭和47年11月１日から施行する。

附　則（昭和49年３月22日航空自衛隊達第３号）

１　この達は、昭和49年３月22日から施行する。
２　改正後の航空自衛官服装細則別紙第３の規定は、同月12日から適用する。

附　則（昭和52年６月13日航空自衛隊達第11号）

この達は、昭和52年６月13日から施行する。

附　則（昭和53年２月27日航空自衛隊達第３号）

この達は、昭和53年２月27日から施行する。

附　則（昭和53年10月３日航空自衛隊達第27号）

この達は、昭和53年10月３日から施行する。

附　則（昭和54年２月５日航空自衛隊達第３号）

この達は、昭和54年２月５日から施行する。

附　則（昭和54年３月６日航空自衛隊達第７号）

この達は、昭和54年３月６日から施行する。

附　則（昭和55年６月10日航空自衛隊達第７号）

この達は、昭和55年７月１日から施行する。ただし、階級章の略章の着用は、この達の改正にかかわらず、階級章の略章が部隊等に補給されるまでの間は、なお従前の例によることができる。

附　則（昭和57年４月30日航空自衛隊達第15号抄）

この達は、昭和57年４月30日から施行する。

附　則（昭和59年３月29日航空自衛隊達第11号）

この達は、昭和59年３月29日から施行する。

附　則（昭和60年３月28日航空自衛隊達第13号）

この達は、昭和60年４月１日から施行する。

附　則（昭和61年１月20日航空自衛隊達第１号）

この達は、昭和61年１月20日から施行する。

附　則（昭和63年８月15日航空自衛隊達第25号抄）

１　この達は、昭和63年10月１日から施行する。

附　則（平成２年３月29日航空自衛隊達第19号）

この達は、平成２年４月１日から施行する。

附　則（平成４年８月10日航空自衛隊達第42号）

この達は、平成４年８月10日から施行する。

附　則（平成６年12月21日航空自衛隊達第44号）

この達は、平成７年３月１日から施行する。

附　則（平成14年11月29日航空自衛隊達第33号）

この達は、平成14年11月29日から施行する。

附　則（平成15年１月31日航空自衛隊達第１号）

この達は、平成15年１月31日から施行する。

附　則（平成15年４月１日航空自衛隊達第22号）

この達は、平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成18年８月１日航空自衛隊達第38号）

１　この達は、平成18年８月１日から施行する。

２　この達施行の際、現に使用し、又は貸与するために保管されている国籍記章及び妊婦服は、この達の規定にかかわらず、なお当分の間、これを用いることができる。

附　則（平成19年８月28日航空自衛隊達第31号）

この達は、平成19年８月28日から施行する。ただし、別紙第７第１項の改正規定は、平成20年３月１日から施行する。

附　則（平成20年３月19日航空自衛隊達第６号）

１　この達は、平成20年４月１日から施行する。

２　自衛隊法施行規則の一部を改正する防衛省令（平成19年防衛省令第７号）附則第２項による改正前の自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）別表第４（１）

イに規定する第３種夏服上衣及び女性第３種夏服上衣の着用については、この達による改正後の第22条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成20年３月28日航空自衛隊達第11号）

１　この達は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成21年３月31日航空自衛隊達第11号）

この達は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成21年８月26日航空自衛隊達第35号）

この達は、平成21年９月１日から施行する。

附　則（平成23年３月31日航空自衛隊達第12号）

１　この達は、平成23年３月31日から施行する。

２　この達による改正前の航空自衛官服装細則に規定する夏救難降下服上衣及び冬救難降下服上衣への階級章の着用要領は、改正後の航空自衛官服装細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

３　この達施行の際、現に使用し、又は貸与されるために保管されている准曹士先任識別章は、この達の規定にかかわらず、なお当分の間、これを用いることができる。

附　則（平成24年３月27日航空自衛隊達第23号）

この達は、平成24年３月31日から施行する。

附　則（平成24年11月14日航空自衛隊達第56号）

この達は、平成24年11月14日から施行する。

附　則（平成25年７月18日航空自衛隊達第44号）

この達は、平成25年８月１日から施行する。

附　則（平成26年４月３日航空自衛隊達第38号）

この達は、平成26年４月３日から施行する。

附　則（平成28年４月１日航空自衛隊達第35号）

この達は、平成28年４月１日から施行する。ただし、ネクタイの着用は、この達による改正後の航空自衛官服装細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成28年６月27日航空自衛隊達第40号）

この達は、平成28年６月27日から施行する。

附　則（令和２年７月13日航空自衛隊達第40号）

この達は、令和２年７月13日から施行する。

附　則（令和２年11月16日航空自衛隊達第57号）

この達は、令和２年11月17日から施行する。

附　則（令和３年６月25日航空自衛隊達第54号）

この達は、令和３年６月28日から施行する。

附　則（令和３年９月８日航空自衛隊達第67号）

この達は、令和３年10月１日から施行する。

別紙第１（第３条の２関係）

階級章の略章の着用要領

１　幹部、准空尉及び空曹である自衛官

⑴　作業服上衣、作業外被、夏航空服、冬航空服、整備服、戦闘服上衣、防暑作業服上衣

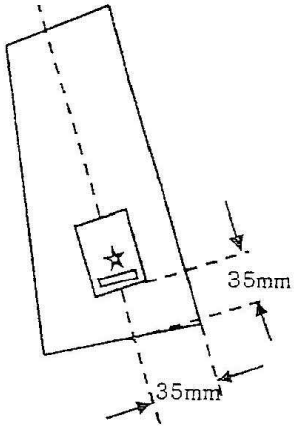

（右襟を示す。）

両襟に着用する。

⑵　防寒外とう、白色外衣

ア　空将及び空将補

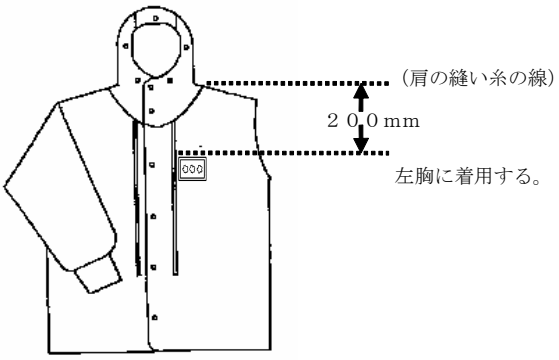

イ　１等空佐から３等空曹まで

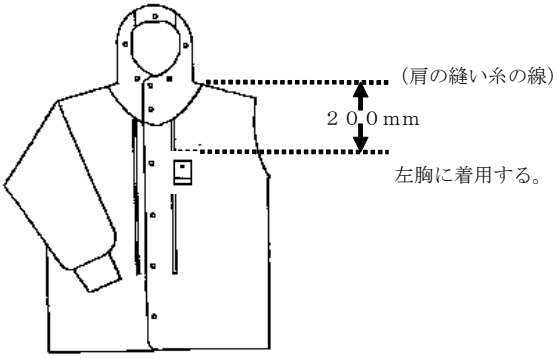

⑶　航空上衣

ア　空将及び空将補

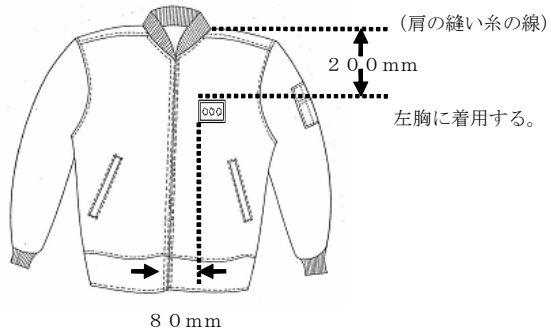

イ　１等空佐から３等空曹まで

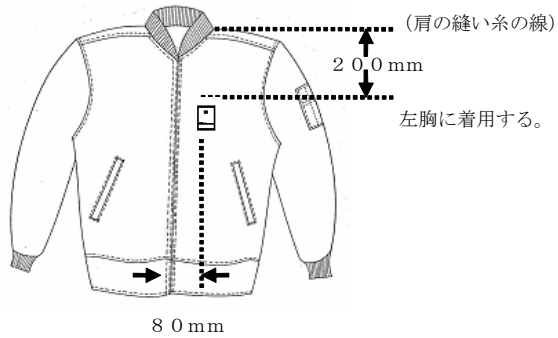

⑷　夏救難降下服上衣、冬救難降下服上衣、救難降下服外衣

准空尉から３等空曹まで

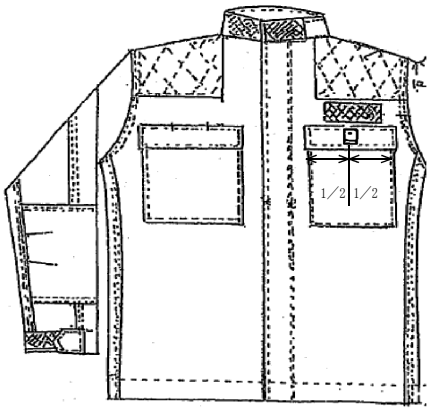

左胸ポケットの上蓋
の上中央に着用する。

⑸　戦闘服外衣

ア　空将及び空将補

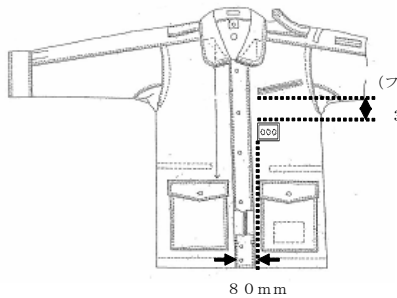

イ　１等空佐から３等空曹まで

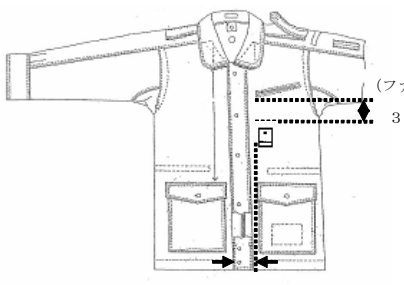

２　空士長以下の自衛官

作業服上衣、作業外被、夏航空服、冬航空服、夏救難降下服上衣、冬救難降下服上衣、整備服、戦闘服上衣、防暑作業服上衣、防寒外とう、航空上衣、救難降下服外衣、戦闘服外衣、白色外衣

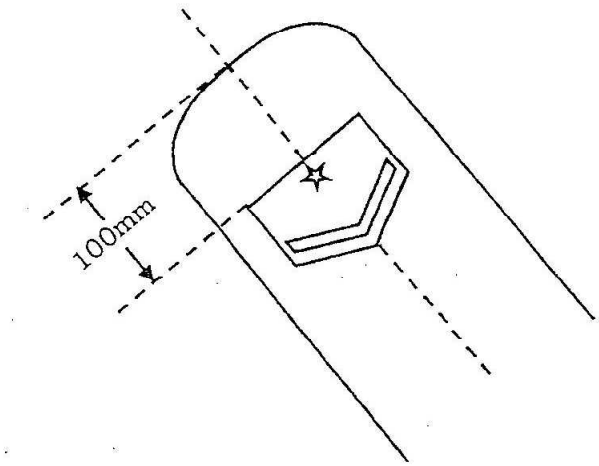

右腕に着用する。

別紙第２（第１８条関係）

准曹士先任識別章の制式及び着用要領

１　制式

⑴　形状及び寸法

ア　金属製識別章

航空自衛隊　　編合部隊等　　編制部隊等　　編制単位群部隊等　　編制単位部隊等

イ　布製識別章

金属製識別章に同じ。

⑵　制式及び色彩

金属製台地又は布製台地を銀色で縁取り、その内側は濃紺色とし、銀色の航空自衛隊徽章を中央に、次表の左欄に掲げる准曹士先任の区分に応じて同表の右欄に定める個数の銀色の桜花を中央上に、銀色の「航空自衛隊」の文字を中央下に配置する。

区　分	個　数
航空自衛隊准曹士先任	4
編合部隊等准曹士先任	3
編制部隊等准曹士先任	2
編制単位群部隊等准曹士先任	1

注：編制単位部隊等の准曹士先任識別章には、銀色の桜花は配置しない。

２　着用要領

⑴　金属製識別章

冬服上衣、第１種夏服上衣（女性第１種夏服上衣を含む。以下同じ。）

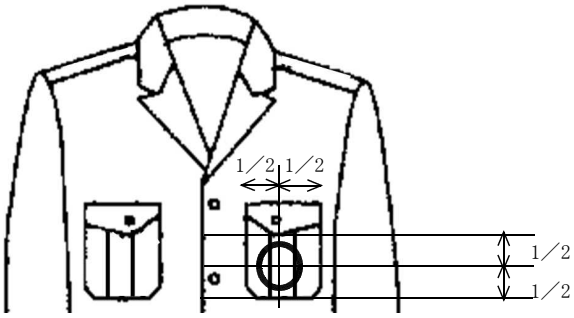

⑵　布製識別章

ア　第２種夏服上衣、第３種夏服上衣

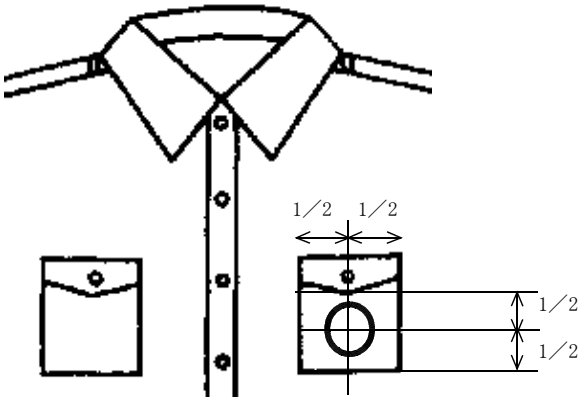

イ　作業服上衣、作業外被、救難服装、整備服装、戦闘服装

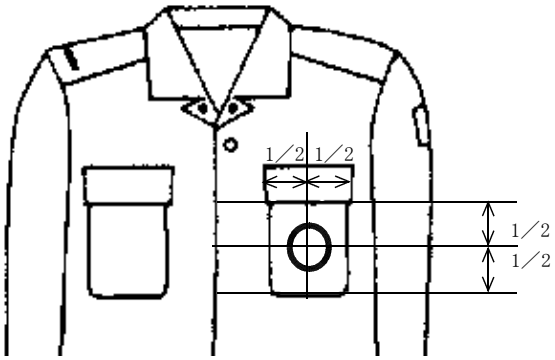

ウ　航空服装

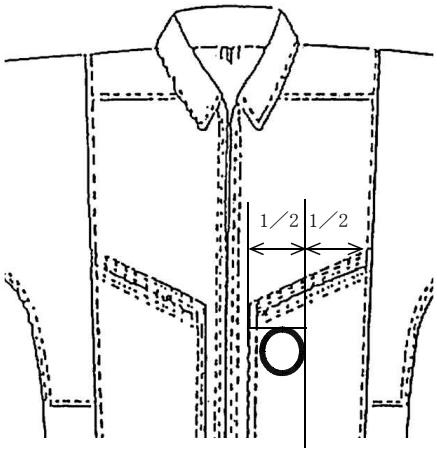

⑶　その他

ア　部隊等の長は、准曹士先任識別章を着用させることが適当でないと認める場合には、部隊等の長の定めるところにより、当該識別章を着用させないことができる。

イ　第２種夏服上衣及び第３種夏服上衣に限り、布製識別章に代えて、金属製識別章を着用することができる。

別紙第３（第２１条関係）

腕章の着用要領

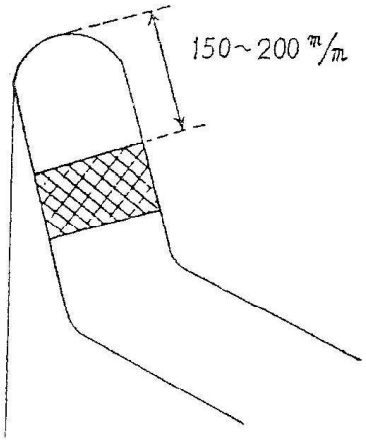

別紙第４（第２１の２条関係）

国籍記章の制式及び着用要領

１　冬服上衣、第１種夏服上衣、第２種夏服上衣、第３種夏服上衣

⑴　制式

ア　形状、寸法及び色彩

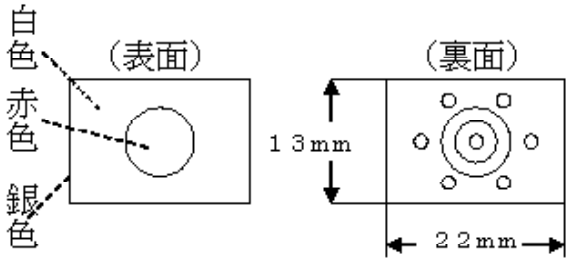

イ　銀製とし、七宝入りとする。

⑵　着用要領

部隊章着用位置の中央上部５ミリメートルの位置とする。

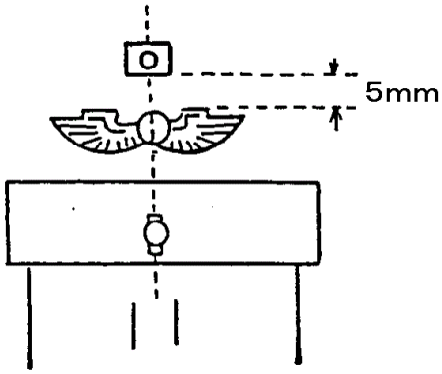

２　第３条の２第１項及び第２項に定める着用品

⑴　制式

ア　形状、寸法及び色彩

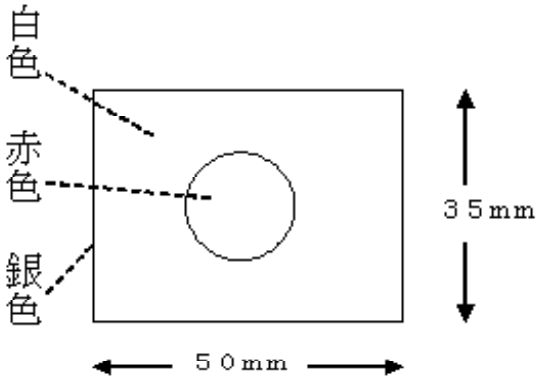

イ　地質は布製とし、外縁は銀色の縁取りをする。

⑵　着用要領

左腕に着用する。

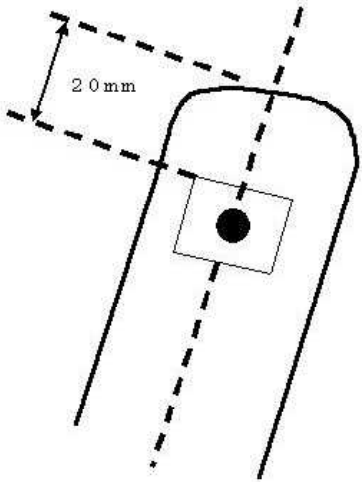

別紙第５（第２１条の２関係）

平和協力隊員記章等の着用要領

１　平和協力隊員記章（左腕につける。）

⑴　空将から３等空曹までの自衛官

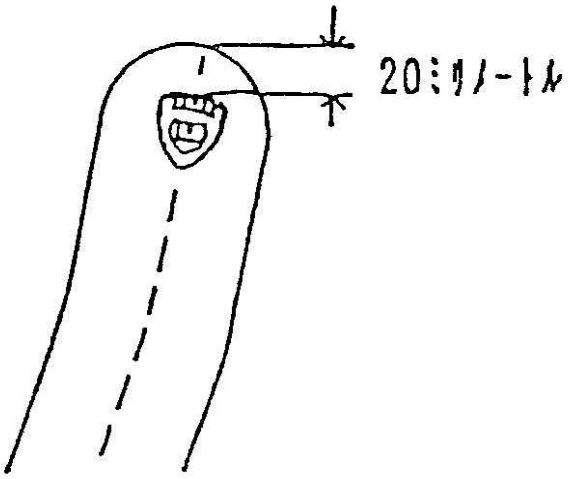

⑵　空士長以下の自衛官

（空曹候補者き章の乙を着用する場合）

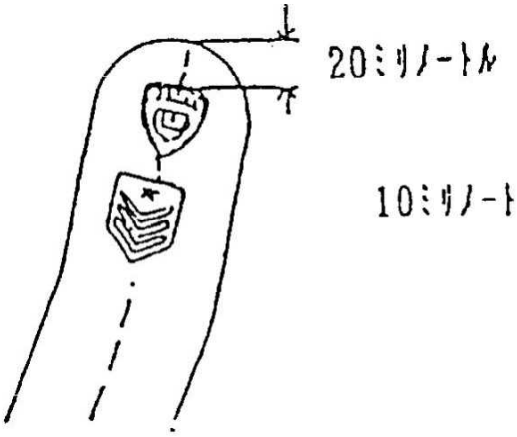

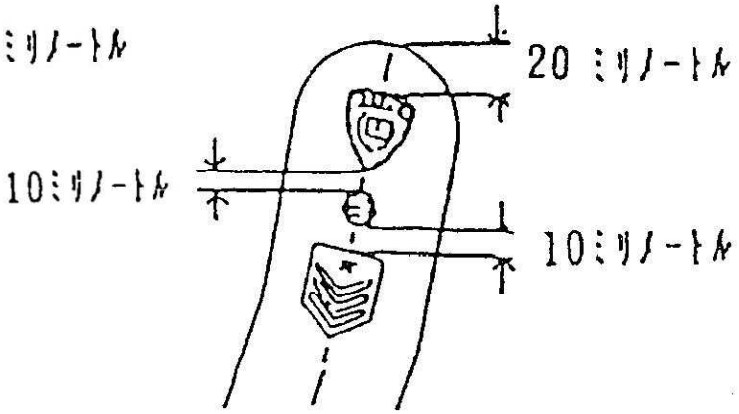

第３種夏服の場合は、
20ミリメートルを10ミ
リメートルとする。

２　国連記章（右腕につける。）

⑴　空将から３等空曹までの自衛官

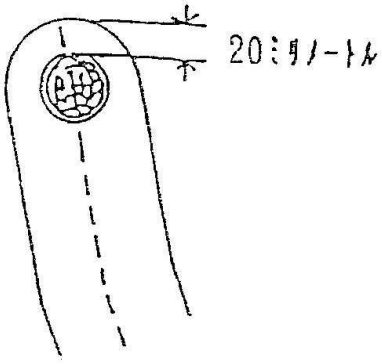

⑵　空士長以下の自衛官

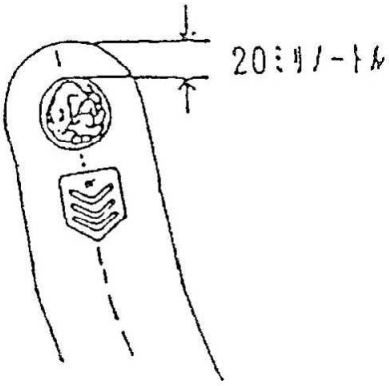

（空曹候補者き章の乙を着用する場合）

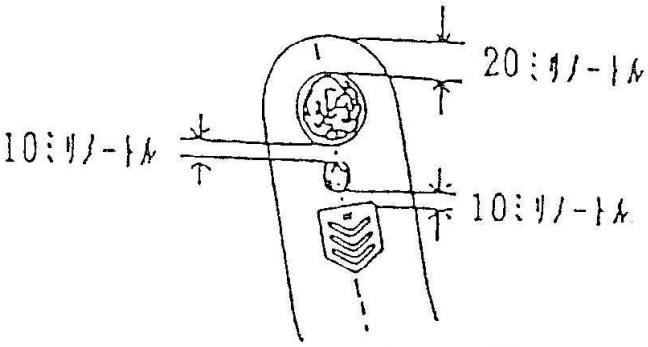

第３種夏服の場合は、20ミリメートルを10ミリメートルとする。

別紙第６（第２２条関係）

半袖ワイシャツ及びブラウスの形状

前面　　後面

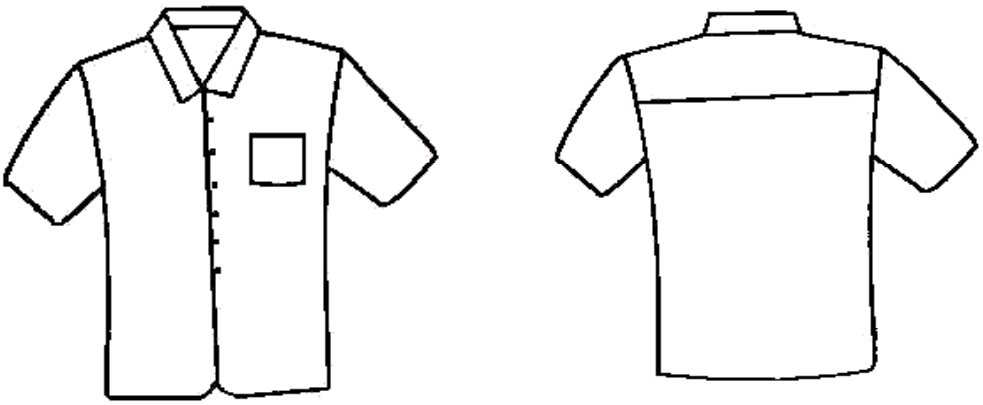

注：ブラウスの打合わせは、右が上になる。

別紙第７（第２２条、第２２条の３関係）

スリッポン型の靴の形状等

１　材質

革製

２　色

黒色

３　形状

⑴　図を基準としたペニー・ローファーとする。

⑵　飾り金具、房飾り等のないものに限る。

⑶　かかとの高さはおおむね５センチメートルまでとする。

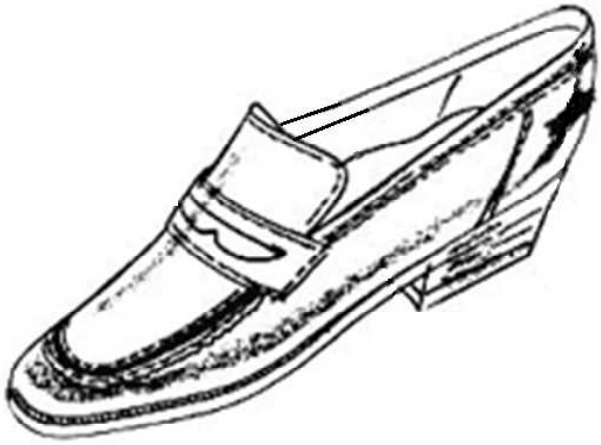

別紙第８（第２２条の３関係）

妊婦服の制式及び形状

１　制式

地質	冬服	濃紺色の毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。
	夏服	濃紺色の毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。
制式	襟	Ｕ字ネックとする。
	肩章	外側の端を肩そで付に縫い込み、襟側をボタン１個で留める。
	前面	胸部からフレアーとし、開閉ファスナーをつける。腰部左右に各１個のポケットをつける。
	その他	胴部左右に脇調整ベルトをつける。

２　形状

（前面）

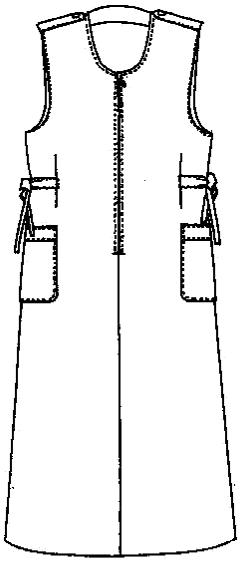
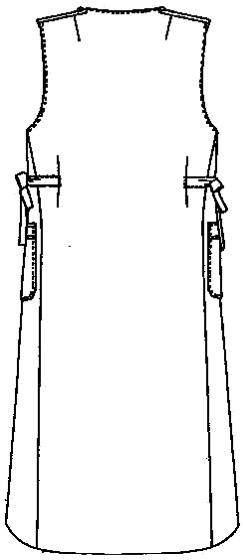
（後面）